

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年10月28日
【会社名】	理研ビタミン株式会社
【英訳名】	RIKEN VITAMIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山木 一彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田三崎町二丁目9番18号 (注)令和2年11月1日から本店所在地を下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月27日に提出いたしました第81期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）から受領した2020年8月度月次決算報告において、鰯などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品のたな卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を再度設置し事実関係の調査を行っております。

本訂正報告書提出日現在において特別調査委員会の調査は継続中であるものの、10月上旬に実地棚卸を行うとともに、8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類及び青島福生食品からの事実関係の説明を確認した結果などから、当社としては過年度において連結貸借対照表上のたな卸資産の評価が適切に行われていなかったと判断し、過年度分の決算を訂正するとともに、第80期から第84期の有価証券報告書及び第82期の第2四半期から第84期の第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

たな卸資産の不適切な評価により決算の訂正が発生しました原因は、青島福生食品においてたな卸資産の管理責任及び実地棚卸等の管理手順が明確にされていないこと、たな卸資産のロット（日付）の重要性認識が不十分で管理出来ていないこと、及び決算・財務プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったことにあると認識しております。

以上のことから、青島福生食品の全社的な内部統制、決算・財務報告及び生産系業務プロセスに係る内部統制の不備が、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、今後の特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、改善策を策定し適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。